

# 本部・地連・支部を貫く団結で！

## 東京清掃労働組合 第一波総決起集会を開催



東京清掃労働組合  
千代田区飯田橋3-9-3  
TEL (3237) 9995  
1部20円

編集責任者 幸司  
教育部長 藤幸

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。



▲吉田委員長を先頭に全力で闘おう！

集会は、司会の坂本組織部長から、勝利にむけて団結し闘いを構築していきましょう、との発言で開会しました。冒頭、中央執行部を代表して吉田委員長から、震災復興支援への取り組みによって直営の優位性があらためて示されたこと、また、住民の安全・安心で快適な暮らしを維持するため、清掃労働者として当たり前の要求を当局にぶつけて全力で闘っていくとの力強い挨拶がありました。

来賓として、自治労東京都本部から、10月29日の定期大会をもって新たに就任された宮本委員長、また、わが組合出身の金子副委員長にお越しいただき、国会情勢や勧告の遅れなどにより始めてつくしの確定闘争となるが、より一層の団結

2011確定闘争勝利！

集会は、司会の坂本組織部長から、勝利にむけて団結し闘いを構築していきましょう、との発言で開会しました。冒頭、中央執行部を代表して吉田委員長から、震災復興支援への取り組みによって直営の優位性があらためて示されたこと、また、住民の安全・安心で快適な暮らしを維持するため、清掃労働者として当たり前の要求を当局にぶつけて全力で闘っていくとの力強い挨拶がありました。

続いて、染書記長より経過報告がされました。勧告後の区長会要請の際、西川区長会長からは、震災復興への取り組み等について感謝が述べられると同時に、勧告については「重く受け止めている」と表明されたことが報告されました。また、この間の確定闘争でくり返し要求している課題についてあらためて整

次に、各地連代表から決意表明がされました。第一地連瀬尾議長からは、3年連続の引下げ勧告に対する怒り、また、毎日身を粉にして働いている一方で、まったく給与が上がらない実態を絶対に許すことはできないこと、第二地連金子議長からは、職員の志気が大きく下がる勧告であり、区民のライフラインである清掃事業を守る意味からも全力で闘うとの覚悟が表明さ



▲第二地連金子議長



▲第一地連瀬尾議長



▲第四地連嶋根議長



▲第三地連増田議長



▲一組総支部駒井副委員長



▲第五地連早瀬議長



▲総力を結集して要求を実現しよう



▲青年部石川副部長

理して交渉に臨むこと、さらに、多くの事項が定年延長と密接に関わることから、確定期以降も継続して協議を進めていくことが想定されることの説明がされました。

第三地連増田議長からは、不当勧告と併せ、退職不補充、車付雇上、定年延長など課題は山積しているが、自信と誇りを持って要求実現を目指すこと、第四地連嶋根議長からは、人事院勧告の実施見送りが閣議決定されたことを受け、給与削減特例法案が成立すれば次年度以降、地方への影響が避けられないことから注視をし、今次確定闘争を闘うこと、第五地連早瀬議長からは、07年の給与引下げ以降の採用者の厳しい生活実態を踏まえ、同一労働同一賃金を獲得しなければ、当たり前前に家庭をもつて生活していくことすらもできないと訴えがありました。

一組総支部駒井副委員長からは、東京清掃の総力に よって今年度の委託阻止と新規採用を勝ち取ることができたが本場の闘いはこれからであり、労働条件の悪化と賃下げを許さない決意で闘うこと、青年部の石川副部長からは、この先30年以上も働く立場から、闘争の先頭に立って断固闘いぬくとの力強い決意が表明されたところでした。

続いて、長妻青年部長から迫力あるシュプレヒコールがあげられ、大和田副委員長より「2011賃金闘争をはじめとする秋期闘争を全組合員の総力で闘いぬ

各地連による要請行動と決起集会は、11月7日の第一地連を皮切りに順次開催され、15日には区長会総会に対する要請・座り込みを行い、同日夜には第三波総決起集会を全電通会館で打ち振ります。本部が行う区長会との交渉、そして各地連・支部による各区長要請行動を両輪で展開し、要求貫徹に向け全組合員の総力を挙げて闘いましょう。

(2面に決議文を掲載)

# 2011年賃金闘争をはじめとする秋期闘争を全組合員の総力で闘いぬく決議

特別区人事委員会は、10月28日、特別区長会と議長会に対し、3年連続の月例給引下げとなる「2011年特別区職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。

「①月例給の公民較差が△842円(△0・20%)上回ったため給料表の引下げ改定。②任用資格基準を考慮し一部の号給は、給与月額引下げを緩和。I類初任給までの号給等については改定なし。③特別給は現行3・95月のまま据え置き」などとする内容で、首都圏で生活する清掃従事職員の厳しい生活実態を無視した極めて不当な勧告は、平均年間給与で13、000円の減少」となる厳しいものである。

さらに、高齢者雇用については、公的年金支給開始年齢引き上げが目前に迫っているにもかかわらず、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、特別区職員の実態を踏まえて検討するとし、具体的には言及しない不誠実なものである。

勧告後の区長会要請では、公民比較の不当性や清掃事業の特殊性、困難性が多様であり、同種・同等の比較が単純に当てはまらないことなどを強く主張し、日々まじめに汗を流す職員の努力が報われ、特別区の主体性・

独自性、何よりも使用者としての責任を果たすために、勧告に左右されることなく、現業職給料表を早急に提示したうえで個別課題の協議を行うよう強く求めた。

わが組合は、第1回中央委員会で「11賃金確定闘争等に勝利するための秋期年末闘争方針」及び「11勧告後の要求」を確認し、闘う体制を構築した。今後は、11月4日に予定される団体交渉で勧告の不当性を強く主張するため、「①現業職給料表の早期提示 ②技能系人事・任用制度の改善 ③給与制度等の早期改善 ④保障額表から現業業務)職給料表への切替に伴う諸課題の解消及び号給の増設 ⑤昇任による昇格メリットの確保」など、すべての組合員の昇給確保と給与水準の引上げを目指す具体的な要求をぶつけて行く。

区長会は、「持ち直していた景気が、東日本大震災等により弱い動きとなり、民間給与水準に影響を及ぼした結果である」と強く受け止める。また、高齢者雇用への対処についても、国や他団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえた十分な検討を進めていく。

区政を取り巻く環境が依然として厳しい中で、区民は区政を担う職員の勤務条件について、これまで以上に強い関心を寄せているため、今後も、区政に対する信頼を確保していくため、職員の勤務条件を、常に社会一般の情勢に適応させ、適切に対応していくことが極めて重要である」と、不当にも勧告を尊重する姿勢を示唆している。

こうした区長会の不当な対応に屈することなく、清掃労働者の労働条件確立のために、全組合員が納得できる賃金制度、人事・任用制度を早期に実現させなければならない。

各区・一組当局は、財政難を理由とした合理化攻撃を仕掛け、各区・一組では「12予算人員要求闘争」勝利に向け厳しい闘いを展開している。人員予算削減攻撃は、断固阻止しなければならない。

わが組合は、今次秋期闘争を本部・地連・支部(総)を貫き全組合員が一丸となり、ありとあらゆる取組みを強化し、最終局面ではストライキを構え、区長会に「決断」を迫り、組織の総力をあげ闘い抜くものである。

以上、決議する。  
2011年11月1日  
2011秋季賃金確定闘争勝利!東京清掃労働組合第一波総決起集会

# 職場実態に見合った賃金を勝ち取ろう!

## 平成23年度給与改定(第2回) 団体交渉

わが組合は、10月28日の特別区人事委員会勧告を受け、すぐさま区長会に対する要請を行い、同日夜に開催した第1回中央委員会において、「2011賃金確定闘争等に勝利するための秋期年末闘争方針」併せて「2011年特別区人事委員会後の要求」を確認しました。これに基づき、11月4日の団体交渉において区長会に要求書を提出、各課題について専門委員会交渉を中心に具体的な協議に入っていくこととなります。

### 区長会に要求書を提出

特別区人事委員会勧告 雇用については、公的年金は、月例給は公民較差(△842円、△0・20%)を前記に迫っているにも関わらず、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、特別給は据え置き改定なしとしており、これが実施されれば職員の平均年間給与は約1万3千円の引下げとなる厳しいものです。

我々は、2007賃金確定闘争において、平均9%の引下げを苦渋の判断で受けてきました。また、高齢期

括技能長・技能長の欠員問題があります。拡大する職務・職責に見合った給与水準を求め続けることはもちろん、統一的な選考方法や各区において積極的に応募できる環境づくりを求めます。また、2008賃金確定闘争によって、設置基準の改善を勝ち取っています。技能長も技能主任も、任命権者が必要と認めれば設置・増員できる構造となっていることは、昨年の協



▲新体制では初となる団体交渉



▲要求書を提出し、本格的な賃金確定闘争に突入

既に様々取り組みが進められていますが、清掃の職場実態を踏まえた各任命権者の適切な判断を強く求めなければなりません。

給与制度については、今年度をもって廃止となる特別昇格に代わる制度として、現業職場、とりわけ清掃職場の実態を反映した職務能力給としての制度の確立を強く求めます。

また、定年延長の協議にあたっては、現行の再任用制度下での労働条件・勤務条件の水準を下げさせず、